

改正

平成17年 9 月 26 日規則第241号

平成18年 5 月 17 日規則第44号

平成18年 9 月 27 日規則第60号

平成20年12月22日規則第79号

平成24年 6 月 18 日規則第48号

令和 2 年 3 月 31 日規則第34号

佐野市観光施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐野市観光施設条例（平成17年佐野市条例第262号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により行為の許可を受けようとする者は、当該行為をしようとする日の 5 日前までに観光施設内行為許可申請書（別記様式第 1 号）を、市管理施設にあつては市長、指定管理者管理施設にあつては指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第 7 条第 1 項の規定により有料施設の利用の許可を受けようとする者は、観光施設内有料施設利用許可申請書（別記様式第 2 号）を、指定管理者に提出しなければならない。ただし、個人で有料施設（クライנגアルテンを除く。）を利用しようとするときは、口頭により申請するものとする。

3 前項の申請書の受付は、利用しようとする日の属する月の 6 月前から行う。ただし、小学校、中学校若しくは義務教育学校又はこれらに準ずる学校（以下「小学校等」という。）が教育計画に基づいて利用しようとするときは、市の区域内に存する小学校等にあつては利用しようとする日の属する年度の前年度の10月から、市の区域外に存する小学校等にあつては利用しようとする日の属する年度の前年度の11月からとする。

4 市長が行為の許可をするとき、又は指定管理者が行為の許可若しくは有料施設の利用の許可をするときは、当該申請書の写しに許可事項を記入の上、申請者に交付するものとし、第 2 項ただし書の規定による申請に対しては、佐野市観光施設内有料施設利用許可書（別記様式第 2 号）に許可事項を記入の上、申請者に交付するものとする。

(利用許可書等の提示)

第 3 条 有料施設の利用の許可を受けた者は、その施設の利用に当たっては、利用許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(観光施設の供用日等)

第 4 条 佐野市観光施設（以下「観光施設」という。）（有料施設を除く。）の供用日は、通年とする。ただし、蓬山ログビレッジフィッシング施設の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。

(1) 供用日は、4 月 29 日から10月31日までの日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とし、供用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、7月20日から8月31日までは毎日供用し、午前9時から午後5時30分までを供用時間とする。

(3) 指定管理者は、前2号の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、供用日を変更し、若しくは臨時に供用日を定め、又は供用時間を変更することができる。
(有料施設の供用日等)

第5条 有料施設の供用日及び供用時間は、別表のとおりとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、供用日を変更し、若しくは臨時に供用日を定め、又は供用時間を変更することができる。
(遵守事項)

第6条 観光施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において、許可なく火気を使用しないこと。
- (2) 秩序を乱し、観光施設を利用する他の者に迷惑をかけないこと。
- (3) 観光施設の施設又は附属設備を毀損し、又は滅失しないこと。
- (4) 電気、水道等を必要以上に使用しないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。

(利用料金の減免)

第7条 条例第13条の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 市の区域内に存する小学校等が教育計画に基づいて利用するとき 全額
- (2) 市の区域内に存する高等学校及び中等教育学校（当該学校の後期課程の生徒が利用する場合に限る。）並びに公共的団体が利用するとき 2分の1の額
- (3) 両毛広域都市圏内の足利市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町又は邑楽町の区域内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育計画に基づいて利用するとき 2分の1の額
- (4) 本市の住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げるものが蓬山ログビレッジのよもぎの湯又はあきやま学寮の大浴場を利用するとき 2分の1の額
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介助を行う者
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定により設置された知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定により設置された児童相談所の判定により、療育手帳の交付を受けている者及びその介助を行う者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介助を行う者
 - エ 70歳以上の者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 市長の定める額

2 前項各号の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、観光施設利用料金減免申請書（別記様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

(使用料又は利用料金の還付)

第8条 条例第14条ただし書の規定により市長又は指定管理者が還付する場合及びその額は、次のと

おりとする。

(1) 条例第14条第1号及び第2号に該当するとき 全額

(2) 条例第14条第3号に該当するとき 市長の定める額

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の田沼町観光施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成10年田沼町規則第8号）又は葛生町山村都市交流施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成5年葛生町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月26日規則第241号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の佐野市観光施設条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の佐野市観光施設条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年5月17日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月27日規則第60号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日規則第79号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月18日規則第48号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第34号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 根古屋森林公園

施設名	供用日	供用時間	
コテージ	1月6日から12月26日までの日。ただし、火曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日。次項の表において同じ。）を除く。	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで
		休憩	午前10時から午後4時まで
キャンプ場		午前10時から翌日の午前9時まで	
クライנגアルテン	通年	終日	

2 蓬山ログビレッジ

施設名	供用日	供用時間	
コテージ	1月6日から12月26日までの日。ただし、火曜日を除く。	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで
		休憩	午前10時から午後4時まで
テニスコート		午前9時から午後5時まで	
バーベキュー広場		午前11時から午後5時まで。ただし、コテージ宿泊者は、午後7時まで	
よもぎの湯	1月6日から3月31日まで及び10月1日から12月26日までの日。ただし、火曜日を除く。	午前11時から午後4時まで。ただし、コテージ宿泊者は、午後9時まで	
	4月1日から9月30日までの日。ただし、火曜日を除く。	午前11時から午後5時まで。ただし、コテージ宿泊者は、午後9時まで	

3 ウッドランド森沢

施設名	供用日	供用時間	
宿泊施設	1月11日から12月26日までの日	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで
		休憩	午前10時から午後4時まで

4 古代生活体験村

施設名	供用日	供用時間	
宿泊施設	4月20日から10月31日までの日	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで
		休憩	午前10時から午後4時まで

5 あきやま学寮

施設名	供用日	供用時間	
宿泊施設	1月11日から12月26日までの日	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで
		休憩	午前10時から午後4時まで
ホール		午前9時から午後9時まで	
研修室			
大浴場		宿泊者	午後1時から午後9時30分まで

	上記以外 の者	午後 1 時から午後 4 時30 分まで
--	------------	-------------------------

6 体験館

施設名	供用日	供用時間
体験館	1 月 11 日から 12 月 26 日までの日	午前 9 時から午後 9 時まで

観光施設内行為許可申請書

年 月 日

様

申請者 住 所
団体名
(氏名)
電 話

印

佐野市観光施設条例第5条第1項の規定により、次のとおり観光施設内における行為の許可を申請します。

行為の場所又は使用する施設		行為面積	
行 為 の 目 的			
行 為 の 内 容			
行為の期間及び時間	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 前 時 分まで 後		
その他必要な事項	(添付書類 枚)		
使 用 料	円		
利 用 責 任 者			

許可番号 _____

佐野市観光施設内行為許可書

上記につき次の条件を付し許可します。

年 月 日

印

許可条件

観光施設内有料施設利用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住 所
団体名
(氏名)
電 話

印

佐野市観光施設条例第7条第1項の規定により、次のとおり観光施設内有料施設の利用の許可を申請します。

利用する観光施設	
利用する施設	
利用期間及び 時 間	年 月 日 午 ^前 時 分から 年 月 日 午 ^前 時 分まで 後
利用の目的	
利用人員	
利用料金	円
利用責任者	

許可番号 _____

佐野市観光施設内有料施設利用許可書

上記につき許可します。

年 月 日

印

注 利用当日は、必ず本書を管理事務所に提示し、係員の指示を受けてください。

観光施設利用料金減免申請書

年 月 日

様

申請者 住 所
団体名
(氏名)
電 話

印

佐野市観光施設条例第13条の規定により、次のとおり利用料金の減額又は免除を申請します。

利用する観光施設	
利用する施設	
減額又は免除を受けようとする理由	
その他必要事項	